

さかいエコアドベンチャー ～めざせ、地球環境を守るエコ勇者！～ 協賛事業者公募要領

令和7年8月 堺市環境政策課

- 本公募要領は、堺市が令和7年11月8日に開催する環境学習イベント「さかいエコアドベンチャー～めざせ、地球環境を守るエコ勇者！～」(以下「環境学習イベント」という。)への協賛に係る応募条件、応募方法、留意事項等についてまとめたものです。
- 協賛の募集内容は、本市が環境学習イベントに参加した市民等に対して配付するエコアドベンチャー景品(以下「景品」という。)のご提供です。
- 協賛いただける事業者様は、環境学習イベント企画書及び本公募要領をご確認の上、期限までに協賛提供申込書をご提出ください。

- 本事業への協賛の申込にあたっては、次の要件を全て満たす事業者（企業・団体・個人事業主等）であることが必要です。

- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」「堺市暴力団排除条例」に規定する暴力団、指定暴力団等、指定暴力団連合、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ②社会的な非難を受け、又はそのおそれがあるものに該当しないこと。
- ③特定の政治活動又は宗教活動を行う団体に該当しないこと。

【協賛品の活用方法】

- 協賛品は、本市が環境学習イベント内のエコアドベンチャー参加者に対して配付する景品として活用します。
 - ・参加者とは、受付で冒険者登録を行い、エコクエストに挑戦し、受付にエコクエストシートを提出（報告）した方です。
 - ・本市は、参加者によるエコクエストシートの提出（報告）を受けた後に、獲得したポイントに応じた称号を参加者に付与し、景品を配付します。どの称号にどの景品を配付するかは、本市が決定します。

【協賛品の提供方法】

- 協賛事業者は、原則として、郵便又は持参することで堺市環境政策課に協賛品を提供してください。
 - ※郵送される場合は、郵送費は協賛者のご負担となります。
- 協賛事業者は、令和7年11月4日（火）までに堺市環境政策課に協賛品を提供してください。

【未配付協賛品の対応】

- 参加者数の状況や環境学習イベントの中止等の理由により、配付しなかった協賛品が発生した場合、その取扱いについては別途協議させていただきます。

○ 本事業にご提供いただく協賛品は、次の要件を満たす商品・サービス（以下、「商品等」）とします。

・「協賛事業者が製造、販売する商品等」「本協賛品提供のために購入した商品等」「本協賛品提供のために作成・購入したノベルティ品」「協賛事業者の市内店舗等で使用可能な金券や割引券」等であること。

・金銭価値額（協賛品を金銭価値に換算した合計額。）が、総額でおおむね3,000円以上であること。

また、1個あたりの金銭価値額は次のように算出し、おおむね50円以上であること。

＜販売商品の場合＞ 小売価格（定価の税込金額）

＜ノベルティ品の場合＞ 1個あたりの製造原価又は一般小売されている同等商品の販売価格（税込金額）

＜金券や割引券等の場合＞ 1枚あたりの額面金額

※サービスの無料優待券は、当該サービスの通常価格

%表示の割引券は、最大対象金額に割引率を乗じた場合の金額

・堺市内で使用可能な商品等であること（堺市内の店舗等も含めて広域的に利用可能な場合も含む）。

- ・食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- ・本市が求める場合に、協賛品のサンプルの提供・試食・試飲・確認等に原則として無償で対応できること。
- ・当該商品等の使用により、著しく環境に負荷をかけるものではないこと。
- ・当該商品等の使用にあたり、入会金や契約金等の支払いが必須条件として設定されていないこと。
- ・社会通念上、一般的に価値あるものとして認識できるものであること。
- ・特定の政治的活動又は宗教的活動につながるものでないこと。
- ・公序良俗に反するものでないこと。
- ・その他市長が不適切と認めるものでないこと。

※次ページに続く

【食品の場合】

- ・環境学習イベント開催日の令和7年11月8日（土）から起算して、少なくとも1週間以上の賞味期限が保証されていること。
- ・本市は、協賛品の提供を受けてから環境学習イベント開催まで、常温で保管を行う。そのため、協賛品は常温保管であっても鮮度や安全性を確保できるものであること。

【金券・割引券の場合】

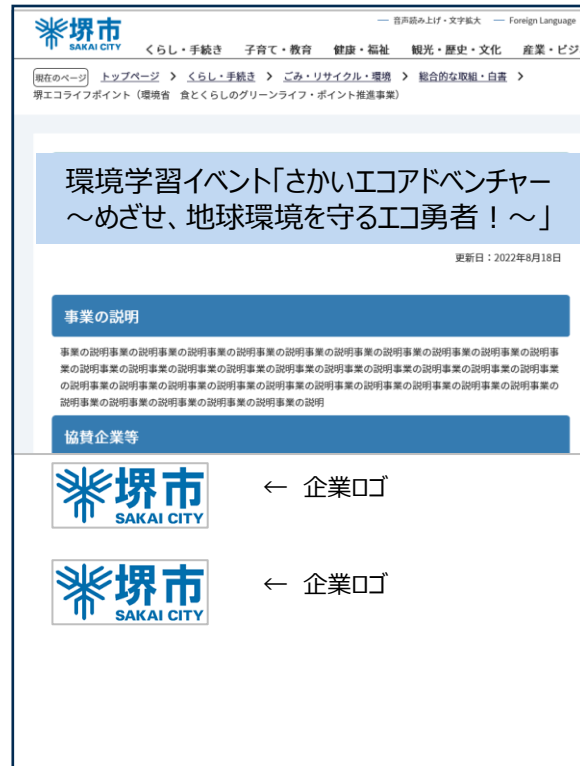
- ・無料券、優待券、クーポン券などの名称を問わず、利用者が金銭の代替として商品等の購入に使用できるものであること。
- ・環境学習イベント開催日の令和7年11月8日（土）から起算して、有効期限がおおむね3か月以上あること。

協賛に対するインセンティブ

- 協賛事業者には、下表のインセンティブをご提供します。

【①堺市HPへの企業名・ロゴ掲載】

- ・堺市ホームページの環境学習イベント周知ページに、協賛事業者として企業ロゴ等を掲載します。



※ホームページデザインはイメージです

【②広報物（チラシ等）への企業ロゴ掲載】

- ・環境学習イベント周知ポスターやチラシに、協賛事業者として企業ロゴ等を掲載します。



※チラシデザインはイメージです

- 協賛品をご提供いただける場合は「さかいエコアドベンチャー協賛提供申込書」を、必要事項をご記入の上、受付期間内に下記申込先まで電子メールでご提出してください。

【受付期間】 令和7年8月26日（火）まで

【申込先】 堺市環境局 カーボンニュートラル推進部 環境政策課
kansei@city.sakai.lg.jp
担当：林、山本、前川

【お問合せ】 072-228-3982（直通）

- 環境学習イベントは、やむを得ない事情により予告なく一時的に中断し、又は中止する場合があります。
- 申込者の属性や協賛品の内容等により、協賛の申込をお断りする場合があります。
- 申込受付後の協賛品の変更や取下げはやむを得ない場合を除きできません。
- 協賛品の品質等に関して、参加者から苦情等があった場合は、本市の責めに帰すべき理由がある場合を除き、協賛事業者において真摯に対応し解決に努めてください。